

那覇市広告付き窓口案内表示機取扱事業者募集要項

1. 目的

那覇市では、来庁者への市民サービスの向上に資するため、庁舎内に広告付きの窓口案内表示機を当市の財政的な負担なしに設置し、運用する事業者を募集します。

2. 事業概要

事業の名称は、「那覇市広告付き窓口案内表示機導入事業」とし、本事業においては、以下の事項を実施するものとします。

- 1) 事業者は、当市の庁舎内に窓口案内表示機を設置する。
- 2) 事業者は、当市の庁舎内に広告用モニターを設置し、事業者が募集した広告映像と当市の行政広報映像を放映する。
- 3) 事業者は、web にてリアルタイムで窓口の混雑状況を確認できる混雑配信機能、窓口の順番が近づいたら利用者へメール等を配信するメール等お知らせ機能、事前予約機能といった web 機能サービスを提供する。
- 4) 事業者は、設置した機器や web 機能サービスのメンテナンスを行う。
- 5) 機器の設置、運用及びメンテナンス並びに事業満了等に伴う撤去については、全て事業者の費用負担でこれを行う。
- 6) 事業者は、広告用モニターで広告映像を放映することにより、広告主より報酬等を受領することができる。

3. 事業期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日（予定）

4. 機器の設置場所

那覇市役所本庁舎内（所在地：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号）

5. 機器の仕様等

事業者が設置すべき機器の仕様、数量等は、（別紙）仕様書を標準とします。

6. 参加資格

本事業の応募者は、以下の全てに該当する必要があります。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- 3) 事業計画の遂行に必要な組織・人員を有し、十分な遂行体制がとれること。
- 4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き開始の申立て、及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更正手続き開始の申立てをしていない者であること。
- 5) 公募開始日から契約締結日までの期間において、本市の指名停止措置を受けていないこと。
- 6) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号の暴力団又は同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。
- 7) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- 8) 関係法令を遵守すること。

7. 事業者の選定

1) 選定方法

本事業では、応募者より提出された企画提案書等を基にプレゼンテーション及びヒアリングによる審査（プロポーザル審査）を行います。

2) 応募方法

応募者は、次の応募書類を事務局あて提出してください。提出部数は、オ以外は各 1 部とし、オは 8 部とします。なお、下記ア及びイについては、カ(5)の印鑑証明書と同一の印を押印して下さい。

ア 申込書 様式 1

イ 誓約書 様式 2

ウ 事業者概要書 様式 3

エ 所在地見取図及び事業所の写真 様式 4

(※下記オにて沖縄県内の本店、支店又は営業所等を明記する場合に提出して下さい。)

オ 企画提案書 (※ 8 部提出して下さい)

カ その他関係書類

- (1) 定款の写し（法人のみ）

- (2) 商業登記簿の写し（法人のみ）
- (3) 身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人事業主のみ）
（※身分証明書は、本籍地の市町村が発行する証明書を提出してください。運転免許証やマイナンバーカードなどではありません。）
（※登記されていないことの証明書は、法務局が発行する証明書を提出してください。）
- (4) 直近の市町村税納税証明書・消費税納税証明書（滞納のない証明書）
- (5) 印鑑証明書
（※法人にあつては法務局で発行する印鑑の証明書、個人にあつては市町村で発行する印鑑登録証明書を提出して下さい。）

3) 企画提案書の作成

ア 基本事項

(1) 用紙サイズと枚数

企画提案書の大きさは日本産業規格A3とし、企画書の枚数は片面刷りで最大3枚とします。様式の指定はございません。

(2) 図面の使用、色の指定等

説明を補足するための図表等の使用や使用する文字のフォントや色等は自由としますが、説明は簡潔になるよう留意するとともに、使用する文字は小さくなりすぎないように、見やすさに配慮してください。

(3) 会社名等の不記載

企画提案書では、会社名等の応募者が特定可能な情報を記載しないでください。

イ 必須記載事項

(1) 地域経済への貢献

沖縄県内に本店、支店又は営業所等の拠点をいくつ有するか明記して下さい。

明記する拠点がある場合、様式4を応募時に提出して下さい。明記する拠点の数だけ資料を作成して下さい。なお、様式4は企画提案書の総枚数に数えません。

(2) 機器の仕様等

設置する機器の機能や台数について、仕様書の要求をどの程度満たせるか明記して下さい。また、仕様書に明記されていない市民サービス向上・事務負担の軽減等が期待できる機能が備えられている場合や、仕様書通りの要求が満たせないが代替案がある場合はそちらも明記して下さい。

(3) メンテナンス体制

定期的な保守・点検や緊急時の対応が適切かつ効果的に行えるメンテナンス体制を備

えているか明記して下さい。また、仕様書以上のメンテナンス体制を備えている、あるいは仕様書通りの要求は満たせないが代替案がある場合はそちらも明記して下さい。

(4) 広告の審査体制

事業者側において、どのような広告審査体制を備えているか、審査が自社系統外の第三者機関により実施されているのか、あるいは自社系統の審査機関が実施するのか明記して下さい。

(5) 行政情報の発信方法

行政情報について、全放映枠のうち何枠提供可能か、また行政情報が効果的に伝わる工夫や放映可能な様式（静止画、動画等）について、明記して下さい。

(6) 創意工夫

本事業の実施にあたり、上記(1)～(5)以外に実現性がある提案がありましたら明記して下さい。

4) 受付期間及び提出方法

提出期限：令和6年9月27日（金） 午後5時15分必着

（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）

提出場所：那覇市総務部管財課

提出方法：持参または郵送（電子メール又はFAXによるものは受け付けません。）

5) 質疑

事業内容及びプロポーザル実施に関する質問及び回答は、以下のとおりとします。

ア 質問は、事務局あて電子メールにより行ってください。様式は自由とします。

イ 質問の際は、質問者（担当者）の連絡先を明記してください。

ウ 質問の受付期間は、令和6年9月4日（水）から令和6年9月11日（水）午後5時15分までとします。

エ 質問に対する回答は、令和6年9月13日（金）までに那覇市ホームページにて公表します。

6) 参加資格審査結果及びプレゼンテーション、ヒアリング実施日の通知について

参加資格審査結果及びプレゼンテーション、ヒアリング当日の詳細な案内は、令和6年10月4日（金）までに通知します。

7) 応募書類の不受理について

次の各号のいずれかに該当する応募書類は、受理しません。受理後に該当が判明した応募は、無効とします。

ア 郵送の場合において、本募集要項に定める宛先及び提出期限までに到達しないとき

- イ 申込書等の誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なとき
- ウ 本募集要領に示す手続きを経ないで応募申請を提出したとき
- エ 本募集要項で求められている書類を書いているとき
- オ 参加資格を満たさない者が応募したとき。
- カ 虚偽の記載がされた応募書類を提出したとき。
- キ 上記のほか、「那覇市広告付き窓口案内表示機取扱事業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の委員長が応募を不受理等とすることが適当と認めたとき。

8) 審査

応募者に対して、審査委員会による審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を行います。審査は、応募者による説明 15 分、質疑応答 10 分程度を予定しています。審査の実施日は以下のとおりとしますが、実施方法や時間等の詳細については、6) の通知にて応募者へ連絡します。

実施日時：令和 6 年 10 月 7 日（月）午後（予定）

実施会場：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 本庁舎 6 階 601 会議室（予定）

9) 審査方法

那覇市広告付き窓口案内表示機取扱事業者審査要領に基づき審査を行い、優先交渉権者と次点交渉権者を選定します。

10) 審査委員会

本事業の審査は、庁内に設置された審査委員会が行います。

11) 審査結果の公表：令和 6 年 10 月 16 日（水）（予定）

※那覇市ホームページにて公表します。

12) 事務局

本事業の事務局は、次のとおりです。

那覇市 総務部 管財課

所在地：〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 本庁舎 5 階

電 話：098-862-9904

F A X：098-862-9352

E-mail：s-kanzai001@city.naha.lg.jp

8. 協定締結

- 1) 審査により選定された優先交渉権者を事業候補者とします。
- 2) 当市と当該事業候補者は、本事業の実施に関する協議を行うこととし、協議が整い次第、協定を締結します。ただし、協議が不調となった場合、当市は、次点交渉権者と協定締結交渉を行うことができるものとします。
- 3) 本要項で規定する要件に該当しないと認められた場合、企画提案書の内容を逸脱して業務を行った場合又は提出書類に虚偽の記載を行った場合は、協定を締結せず、又は解除することがあります。

9. その他

- 1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- 2) 本事業の応募に係る費用は、応募者の負担とします。
- 3) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出書類を無効とします。
- 4) 提出後においては、書類に記載された内容の変更を認めません。
- 5) 提出された企画提案書の内容は、一般に公表することがあります。
- 6) 審査結果に対する異議申し立ては、一切受け付けません。
- 7) 事業者は、広告モニターの設置及び運用について、行政財産の目的外使用に係る使用料及び光熱費を当市に支払うものとします。
- 8) 事業者は、機器の運用開始前に職員に対して機器の操作方法について、十分な説明を行うものとします。
- 9) 事業者は、機器の運用開始から1週間程度は、機器使用に関するトラブル回避のため、係員を那覇市役所本庁舎内に配置するものとします。
- 10) 本事業の実施については、当市と事業者の協議により内容の一部を変更する場合があります。

参 考

○プロポーザルに係るスケジュール（予定）

月 日	事 項	備 考
令和6年9月4日（水）	公告・募集要項配布	那覇市HPにて公表
令和6年9月11日（水）	質問受付期限	電子メールにて提出
令和6年9月13日（金）	質問に対する回答	那覇市HPにて回答
令和6年9月27日（金）	応募書類提出期限	午後5時15分までに必着
令和6年10月7日（月） 午後	審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	会場は本庁舎6階601会議室 予定。詳細は応募者に後日連絡
令和6年10月16日（水）	審査結果の公表	那覇市HPにて公表

※ 当該スケジュールは、本要項公表時のものであり、諸般の事情により変更することがあります。

別 添

- （別紙）仕様書
- 様式1 申込書
- 様式2 誓約書
- 様式3 事業者概要書
- 様式4 所在地見取図及び事業所の写真